会 名・分 類	区 分	領域・教科	実施月日	氏 名
2021対策4月~	勉強会実力養成	教育法規2		

- 問1 次の文は、学校教育法に照らして、正しいか否か、答えなさい。
  - 1 この法律で、学校とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。
  - 2 この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する 学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。
  - 3 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、文部科学大臣の定めるところにより、その学校の経費を負担する。
  - 4 学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校、中学校、 義務教育学校、中等教育学校又は特別支援学校については、これを徴収することはできない。
  - 5 成年被後見人又は被保佐人は、校長又は教員となることはできない。
  - 6 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、 児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。
  - 7 保護者は、次条に定めるところにより、子に九年の学校教育を受けさせる義務を負う。
  - 8 経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒に対しては、市町村は、 必要な援助を与えなければならない。
  - 9 学齢児童又は学齢生徒を使用する者は、その使用によって、当該学齢児童又は学齢生徒が、 学校教育を受けることを妨げてはならない。
  - 10 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ることは、幼稚園の目標の一つである。
  - [11] 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を 深め、自主、自律及び協同の精神並びに仲間意識の芽生えを養うことは、幼稚園の目標の一つ である。
  - | 12 | 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び 判断力の芽生えを養うことは、幼稚園の目標の一つである。
  - □ 13 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の意味を正しく理解するよう導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うことは、幼稚園の目標の一つである。
  - │ 14 │ 幼稚園に入園することのできる者は、満三歳から、満六歳までの幼児とする。
  - 15 小学校においては、文部科学省の検定を経た教科用図書又は文部科学大臣が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は 19 を与える行為   二 職員に傷害又は 20 を与える行為   三 施設又は設備を損壊する行為   四 21 その他の学級活動の実施を妨げる行為
(2) 16 は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、 22 保護者の意見を聴取するとともに、 23 を記載した文書を提示しなければならない。
(3) 16 は、出席停止の命令に係る児童の 24 における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。
問3 次の文は、学校教育法の一部です。正しいか否か、答えなさい。
25 小学校における教育の場合は、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して問題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。
27 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置くことができる。
28 小学校には、前項に規定する者のほか、副校長、主幹教諭、指導教諭及び主任教諭等を置く ことができる。
29 校長は、校務をつかさどり、所属職員を指導する。
30 副校長は、校長を助け、命を受けて所属職員を指導する。
31 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が出張のときはその職務を行う。
32 副校長が二人以上あるときは、当該校に赴任した順序で、その職務を代理し、又は行う。
33 教頭は、校長(副校長を置く小学校にあっては、校長及び副校長)を助け、校務を整理し、 及び必要に応じ所属職員を指導する。
34 教頭は、校長(副校長を置く小学校にあっては、校長及び副校長)に事故があるときは、校

(1) 16 は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等 16 であって 17 に妨げがあると認める児童があるときは、その 18 に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

問2 次の文は、学校教育法の一部です。( ) に適切な語句を入れなさい。

36 主幹教諭は、校長(副校長を置く小学校にあっては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。

35 教頭が二人以上あるときは、当該校に赴任した順序で、その職務を代理し、又は行う。

長の職務を代理し、校長(副校長を置く小学校にあっては、校長及び副校長)が不在のときは

- 37 指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び改革のために必要な指導及び助言を行なう。
- 38 養護教諭は、児童の養護をつかさどり、保健室を運営する。

校長の職務を行う。

- 問4 次の文は、学校教育法の一部です。正しいか否か、答えなさい。
  - 39 満7歳に達しない子は、小学校に入学させることができない。
  - 40 市町村の教育委員会は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。ただし、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもってこれに代えることができる。
  - 41 小学校は、都道府県教育委員会の定めるところにより当該小学校の教育活動その他学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。
  - 42 私立の小学校は、文部科学大臣の所管に属する。
  - 43 義務教育学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を小学校から継続して施すことを目的とする。
  - 44 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高度な普通教育を施 すことを目的とする。
  - 45 中等教育学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。
  - 46 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、独創性及び 健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うことは、高等学校の教育 の目標の一つである。
  - 47 社会において果たさなければならない義務の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させることは、高等学校の教育の目標の一つである。
  - 48 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な判断力を養い、社会の 発展に寄与する態度を養うことは、高等学校の教育の目標の一つである。
  - 49 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
  - ┃50 ┃ 高等学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。
  - [51] 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、独創性及び 健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うことは、中等教育学校の 教育の目標の一つである。
  - <u>52</u> 社会において果たさなければならない義務の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させることは、中等教育学校の教育の目標の一つである。
  - 53 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な判断力を養い、社会の 発展に寄与する態度を養うことは、中等教育学校の教育の目標の一つである。
  - │54 │ 中等教育学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置くことができる。

問 5 次 (	の文は、特別	別支援教育につ	いて述べてい	る。 に	こ入る適切な語句を	と選びなさい。
56	に準ずる					以下同じ。)に対して、 8 ために必要な 59
55	②学習障等 ③言語障等 ④視覚障等	害者、聴覚障害 害者、知的障害 害者、情緒障害 害者、聴覚障害 害者、言語障害	者、情緒障害 者、学習障害 者、知的障害	者 者 者		
56	②幼稚園、 ③小学校、 ④幼稚園、	中学校、義務 小学校、中学 中学校、義務 小学校、中学 中学校、義務	校、義務教育 教育学校又は 校又は高等学	学校又は中等 高等学校 校	等教育学校	
57		又は学習上 又は経済上	②教育上又 ⑤学習上又		③学習上又は経	圣済上
58		する 加を図る		る を身に付ける		さはぐくむ
59	①知識	②技術	③技能	④知識技術	亏 ⑤知識技	<b>支能</b>
(2) (	60 は、その 肢 <u>体不自</u> 由を	の区域内にある	学齢児童及び、その障害が	学齢生徒の	ち、視覚障害者、	技能 聴覚障害者、知的障害 ぼのものを就学させるに
(2) (	60 は、その 肢 <u>体不自</u> 由を	の区域内にある 者又は病弱者で	学齢児童及び、その障害が 、そのにい。	学齢生徒の 第七十五条の	ち、視覚障害者、	聴覚障害者、知的障害 そのものを就学させるに
(2) [6 者、J 必要	60 は、その 肢体不自由 な 61 を記	の区域内にある 者又は病弱者で 設置しなければ	学齢児童及び 、その障害が ならない。 ③政府	学齢生徒の 第七十五条の	ち、視覚障害者、 )政令で定める程度 可県教育委員会	聴覚障害者、知的障害 そのものを就学させるに ⑤市町村教育委員会
(2) (3) (3) 小部の (3) 小部の (2) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	60 は、その 版体不自 な 61 を記 ①国 ①小学校 ででででででする。 62 63 虚者 身のでする。 63 虚者 身のでする。 がでする。 64 はままする。 がでする。 65 はままする。 はいまる。 はいまる。 はっな。 はっな。 はっな。 はっな。 はっな。	の区域内にあるで 者又は病ければ ②都道の中 ② の ② の で 、 義 の た め に 、 数 に る が の の の の の の の の の の た め り の た め り た り た り た り た り た り た り た り た り た	学齢児童及び、そのない。 ③ 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	学齢生徒の 第七十五条の ④都道所 教育学校 及びとができ	うち、視覚障害者、 の政令で定める程度 可県教育委員会 ④特別支援学 質学校には、次の名	聴覚障害者、知的障害 変のものを就学させるに ⑤市町村教育委員会 校 ⑤特別支援学級 等号のいずれかに該当す
(2) (3) (3) 小部の (3) 小部の (2) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	60 は、その 版体不自 な 61 を記 ①国 ①小学校 ででででででする。 62 63 虚者 身のでする。 63 虚者 身のでする。 がでする。 64 はままする。 がでする。 65 はままする。 はいまる。 はいまる。 はっな。 はっな。 はっな。 はっな。 はっな。	の区域内にあるで 者又は病ければ ②都道の中 ② の ② の で 、 義 の た め に 、 数 に る が の の の の の の の の の の た め り の た め り た り た り た り た り た り た り た り た り た	学齢児童及び、そのない。 ③ 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	学齢生徒の 第七十五条の ④都道所 教育学校 及びとができ	うち、視覚障害者、 の政令で定める程度 可県教育委員会 ④特別支援学 で学校には、次の名 である。	聴覚障害者、知的障害 変のものを就学させるに ⑤市町村教育委員会 校 ⑤特別支援学級 等号のいずれかに該当す

- 問6 次の文は、学校教育法、施行令、施行規則及び学校保健安全法施行規則の一部です。 | に入 る適切な語句を選びなさい。 (1) 公立又は私立の大学は 64 の所管とする。 ② 文部科学大臣 64 ① 文部科学省 ③都道府県知事 ④教育委員会 ⑤学校法人 (2) 高等専門学校は、深く | 65 | を教授し、 | 66 | を育成することを目的とする。 ①専門の学芸 ③専門の研究成果 ④高等な学術研究 65 ②高等な学問 ⑤専門の学術及び研究等 66 ①社会に貢献する研究者 ②職業に必要な能力 ③自己研鑽に励む研究者 ④学術研究に取り組む意欲 ⑤実務上の知識及び能力 (3) 市町村の教育委員会は、翌学年の初めから(ア)までに、学齢簿を作製する。市町村の教育委員 会は、翌学年の初めから(イ)までに、就学予定者の健康診断を行う。市町村の教育委員会は、就 学予定者のうち、認定特別支援学校就学者について、都道府県教育委員会に対し、翌学年の初めか ら(ウ)までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならない。市町 村の教育委員会及び都道府県教育委員会は、それぞれ、学齢児童生徒及び学齢生徒の小学校、中学 校又は義務教育学校、特別支援学校への就学について、原則として、翌学年の初めから(エ)まで に、学齢児童生徒及び学齢生徒の保護者に対し、通知しなければならない。
  - (4) 視覚障害者等の障害の程度は、次に掲げる通りとする。

イ 5月前

イ 5月前

イ 4月前

イ 3月前

イ 4月前

(I) T

② ア

③ ア 5月前

④ ア 4月前

⑤ ア 4月前

6月前

6月前

67

○ 視覚障害者は、両眼の視力がおおむね(オ)未満のもの又は視力以外の視機能高度のものの うち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困 難な程度のもの

ウ 4月前

ウ 3月前

ウ 3月前

ウ 3月前

ウ 2月前

エ 3月前

エ 2月前

工 2月前

工 2月前

工 1月前

- 聴覚障害者は、両耳の聴力レベルがおおむね(カ)デシベル以上のもののうち、補聴器等の 使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
- 知的障害者は、知的発達の(キ)があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの。又は、知的発達の(キ)が前号に達しなくとも、社会生活への適応が著しく困難なもの
- 肢体不自由者は、肢体不自由の状態が補装具の使用によっても、(ク)、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの。又は、肢体不自由の状態が前号に達しなくとも、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
- 病弱者は、慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療または生活規制を必要とする程度のもの。又は、身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの。
- ① 才 0.3 68 6 0 キ遅滞 ク 歩行 カ ② 才 0.3 力 6 0 キ 遅延 ク体操 ③ 才 0.2 カ 60 キ停滞 ク散歩 ④ オ  $0 \cdot 2$ キ遅滞 ク歩行 力 5.0 ② 才 0・2 力 4 0 キ遅延 ク体操

問7	次の	文は、	学校教育法	去施行令、	同施行規	則の一部です。		に入る	適切な語々	句を選びなさ	۱,°
(1)	が地 市町 都道	地域にお 「村の設 直府県の	iける 69 设置する学校 ) 設置する学	】のため 対にあって 学校にあっ	の休業日に ては 70 っては 71	が、				ける休業又は	家庭
69	9	O 1	だ的な地域活 食的な学習活		○ 1 · ·	な体験活動 な伝統行事	(;	③伝統的	な民俗行	事	
70	)		丁村の長 なの校長		②市町村 ⑤学校の	の教育委員会 設置者	(;	③教育委員	員会の教 <sup>・</sup>	育長	
7.	1		道府県知事 なの校長		②都道府 ⑤学校の	県の教育委員会 設置者		③教育委」	員会の教 <sup>・</sup>	育長	
72	2	①学長 ④設置			②理事長 ⑤所轄庁		(;	③理事会			
		や校にお とする。		間和のとお	ルた学校運	営が行われるた	めに	ふさわしい	73	の仕組みを整	きえる
(3)	教務	5主任及	なび学年主任	£は、 7	4 及び教	数諭をもって、、	これに	充てる。			
(4)	保傾	き主事は	t. 74 .	教諭又は	t 75 8	をもって、これに	こ充て	る。			
73	3	①教育	<b>育課程</b>	②組織編	扁制	③職員会議	(2	①校務分	掌	⑤学校評価	
74	4	①主斡	<b>幹</b> 教諭	②主任教	<b>対</b> 諭	③中堅教諭	(	①指導教記	渝	⑤主事経験	者
75	5	①保 <b>領</b>	建体育科教訓	俞 ②助	力保健教諭	③養護教諭	ij (	1講師	⑤スク・	ールカウンセ	:ラー
問8	次の	)文は、	法規に照り	らして正し	いか否か	、答えなさい。					
70	5	小学核	をにおいてに	は、授業の	)平素の成	績を評価して、	卒業を	を認める。			
7	7	小学校	どの学年は、	第一学期	明の始業式	の日から、第三	学期の	の終業式の	の日まで	とする。	
78	8	授業開	骨始の時刻に	は、市町村	けの教育委	員会が定める。					
79	9	授業開	開始の時刻に	は、職員会	≷議で決め	る。					
80	0	教育基	基本法の規定	官により参	故育委員会	の定める日を公	立小学	学校の休	業日とする	ることができ	る。
8.	1	私立力	、学校におり	ける休業日	日は、当該	学校の校長が定	どめる。				
82			ど災その他急 ゞできる。	急迫の事情	<b>背があると</b>	きは、校長は、	教育	委員会の	指示を仰	ぎ、授業を行	うわな

2021対策 4月~	教 育 法 規 2 解答用紙	月日
------------	----------------	----

問	1	1	9	
111	1	2	1 0	
		3		
		3	1 1	
		4	1 2	
		5	1 3	
		6	1 4	
		7	1 5	
		8		
問	2	1 6	2 1	
		1 7	2 2	
		18	23	
		19	2 4	
		2 0	2 5	
問	3	26	3 3	
		2 7	3 4	
		2 8	3 5	
		2 9	3 6	
		3 0	3 7	
		3 1	3 8	
		3 2		
問	4	3 9	4 7	
		4 0	4 8	
		4 1	4 9	
		4 2	5 0	
		4 3	5 1	
		4 4	5 2	
		4 5	5 3	
		4 6	5 4	
問	5	5 5	6 0	
		5 6	6 1	
		5 7	6 2	
		5 8	63	
		5 9		
問	6	6 4	6 7	
		6 5	6 8	
		6 6		
問	7	6 9	7 3	
		7 0	7 4	
		7 1	7 5	
		7 2		
問	8	7 6	8 0	
		7 7	8 1	
		7 8	8 2	
		7 9		
Щ_		. · ·		

問	1	1	× 幼稚園を追加	8	× 学齢生徒の後に、の保護者を追加
11-3	_	2	0	9	× 学校教育→義務教育
		3	× 文部科学大臣~法令に特別の定の	1 0	0
		O	ある場合をのぞいては	1 1	
		4	× 正しくは、中等教育学校の前期課		
		-1	程、特別支援学校の小学部及び中学		
		5	× この条文はなくなった	1 3	
		6	<ul><li>この永久はなくようた</li><li>○</li></ul>	$\frac{1}{1}\frac{3}{4}$	
		7	ン × 学校教育→普通教育	1 5	
問	2	1 6	市町村の教育委員会	2 1	心身の苦痛
11-3	_	1 7	性行不良	2 2	授業
		1 8	他の児童の教育	2 3	あらかじめ
		1 9	保護者	2 4	
		2 0	財産上の損失	2 5	
問	3	2 6	× 問題→課題	3 3	
		2 7	× 置くことができる→置かなければ		をつかさどる
			ならない	3 4	
		2 8	× 主任→栄養	3 5	
		2 9	× 指導→監督		長が定めた
		3 0	× 所属職員を指導する→校務をつか	3 6	
			さどる	3 7	
		3 1	× 出張の→欠けた	3 8	× 正しくは、つかさどる。で終わる
		3 2	× 当該校に赴任した→あらかじめ校長	が定め	
問	4	3 9	× 満7歳→学齢	4 7	× 義務→使命
		4 0	× 市町村の教育委員会→市町村	4 8	× 判断力→批判力
		4 1	× 都道府県教育委員会→文部科学大臣	4 9	× 中等教育学校の後に、の前期課程
		4 2	× 文部科学大臣→都道府県知事		を追加
		4 3	× 小学校から継続して→基礎的な者	5 0	× 養護教諭 をトル
			から一貫して	5 1	× 義務教育~拡充させて をトル
		4 4	× 普通教育の後に、及び専門教育追加	5 2	× 義務→使命
		4 5	× 中学校→小学校	5 3	× 判断力→批判力
		4 6	× 独創性→創造性	5 4	× 置くことができる→置かなければ
					ならない
問	5	5 5	④視覚障害者、聴覚障害者、知的障害	6 0	②都道府県
		5 6	④幼稚園小学校中学校又は高等学校	6 1	④特別支援学校
		5 7	⑤学習上又は生活上	6 2	<b>④</b> 知的
		5 8	②自立を図る	63	①肢体不自由
			⑤知識技能		
問	6	6 4	②文部科学大臣	6 7	③5月前、4月前、3月前、2月前
		6 5	①専門の学芸	6 8	① 0 . 3 、 6 0 、遅滞、歩行
		6 6	②職業に必要な能力		
問	7	6 9	④体験的な学習活動	7 3	④校務分掌
		7 0	②市町村の教育委員会	7 4	
		7 1	②都道府県の教育委員会	7 5	③養護教諭
		7 2	②理事長		
問	8	7 6	× 授業→児童	8 0	
		7 7	× 4月1日~3月31日	8 1	× 校長が→学則で
		7 8	× 市町村の教育委員会→校長	8 2	× 教育委員会の指示を仰ぎ をトル
		7 9	× 職員会議で→校長が		